

討 論

2014年12月19日

氏平みほ子

日本共産党の氏平みほ子です。

私は、本議会に提案された議案2件、請願7件、陳情21件、発議1件について委員長報告の通りに決することに反対し、また、本日提出された発議8号につきましては、賛成はするものの、わが党の意見を述べさせていただきます。

まず議110号地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの定款変更について反対します。定款変更のどこに問題があるかと言えば、定款第5条の、法人の種別を特定地方独立行政法人から単なる一般の地方独立行政法人にすることです。この意味することは、医療センターの民営化を一層推し進めることになり、特に職員の身分が公務員でなくなることは、今後の医療従事者等の人材確保に大きな影響をもたらすことが懸念されます。また、本医療センターの役割は、経営的には非効率であっても民間ではできない精神医療分野を担うなど県民サービスに貢献してきました。これらもそうあるべきですが事業の継続があやぶまれます。

そもそも、わが党は、平成15年、地方独立行政法人法案がだされた段階から反対を表明してきました。同法は「効率化」を目的に公的部門を切り離し法人化するものであり、住民サービスの後退や縮小をまねくものです。大学、病院、水道、鉄道、試験研究機関などほとんどの住民サービスが対象となっています。今回御嶽山の火山噴火で明らかになったことは、国立大学が独立行政法人化され、そうした分野の研究予算が大幅に縮小されたことで、火山研究者が育っていない実態が指摘されています。安易に民営化路線を進むべきではありません。

次に議116号 平成25年度岡山県歳入歳出決算の認定については、わが党が一貫して問題としてきた広域水道企業団の余剰水量への税金投入など納得ができない内容が多々あり反対します。

次に総務委員会の提出された陳情第50号、請願第44、45号また文教委員会に出された請願第38号から第43号、陳情135号、136号は私学助成の拡充や教育の充実を求める県民の切実な声であり、採択すべきものと考えます。教育行政の仕事は、教育環境をしっかりと整えることです、特に少人数学級については先進諸国では15人から20人学級が当たり前です。35人学級が効果がないので40人学級にもどせという財務省からの論外の意見がだされたようですが、それなら30人学級をすすめるべきではないでしょうか。教員の過重労働や非正規化も問題です。要するに日本は教育予算が低すぎるのです。教育にお金をかけない国に未来はありません。これらの請願、陳情をしっかりと国に挙げて行くべきと考えます

次に発議5号は、議員の期末手当を増額改定するものです。消費税の増税や年金削減、介護や医療分野での負担増など県民には引き続き厳しい政治を押し付けながら、議員の期末手当は増額するなど、市民感情として受け入れられるものではありません。県財政も一定改善したとはいえ、「依然として厳しい状況に変わらない」という当局の認識も踏まえ、本議案に反対するものです。

また発議8号、政務活動費の交付にかかるすべての領収書を公表するよう改善しようということについては、当然賛成するものですが、一言意見を述べます。

これまでも指摘しておりますが、政務活動費の原資は県民の税金であり、議員自らの税金の使い方についてはもっと厳格でなくてはなりません。また、議会基本条例には「県民の目線で県政を考え」「県民に信頼される開かれた議会として、存在意義を高めていく」と明記されています。これらに従えば、私たちは今後さらに透明性を高める方向で検討していくべきではないでしょうか。

たとえば、証拠書類等について、「政務活動費の交付に関する規定」では、「証拠書類等整理保管」が明記されていますが、「条例」には証拠書類等に関する規定がありません。整理保管はもちろんですが、公表を義務付ける内容の改定が必要だと考えます。また、公表方法については、従来の閲覧にとどまらず、今議会には「ホームページでの公表を求める陳情」が提出されておりますが、県民にとっての利便性と透明性の向上と言う観点からも改善するべきだと考えます。

以上で討論を終わります。